

# 令和 8 年度滋賀県農地中間管理機構の活動方針

## 1 基本方針

公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金（以下「機構」という。）は、地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「基盤法」という。）第 19 条第 1 項に規定する地域計画をいう。以下同じ。）の策定主体である市町をはじめ農業委員会、農業協同組合、土地改良区等との連携を密にして、地域計画の実現に向けて、一体的に業務を推進することにより、農地利用の効率化および高度化のより一層の促進を図り、力強い本県農業の実現を目指すものとする。

## 2 目標

機構が農地中間管理権を持つ農用地等について、適正な管理に努める。

【農用地等の借受面積の累計】

令和 8 年度末 15,700ha（令和 7 年度末：13,351ha）

## 3 農地の集積・集約化の主な推進方策

### （1）事業推進の取組

地域農業の健全な発展および農用地等の適正な利用・保全を図り、担い手等への効率的かつ効果的な農地の集積・集約化の推進するためには、市町が策定する地域計画の実現に向けて、地域計画に基づき担い手への農用地の集積・集約化を進めるため農用地利用集積等促進計画の効率的かつ効果的な策定を推進する。

### （2）関係機関との連携強化

#### ア 機構の各地域窓口における連携

機構は、県内に地域窓口を設置し、市町単位に設置される協議の場や地域計画の具体的な推進方法等の検討を行う市町地域計画推進会議などに参画するとともに地域外の借受け希望者の情報収集を行い、関係機関や集落等に情報提供するなど、県と連携を図りながら市町が作成した地域計画の実現に協力するものとする。

#### イ 県、市町、市町農業委員会、JA 等関係機関との連携

- ・ 機構は、県や市町、市町農業委員会、JA 等関係機関と連携を図りながら、市町が作成した地域計画の実現に向けて担い手等への農地の集積・集約化の推進を図るものとする。
- ・ 機構は、機構事業に係る業務の一部を地域計画を作成する市町に委託することで、農用地利用集積等促進計画の効率的かつ効果的な作成を進めるものとする。

#### ウ 土地改良区との連携

機構は、農地の条件整備を行うことで更に集積・集約化が見込める地域にあっては、県や市町、地元土地改良区等と連携を図りながら、農地耕作条件改善事業など各種農地整備事業の取組により農地中間管理事業の推進を図るものとする。

### (3) 特例事業（農地売買等事業）の実施

機構は、農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第3項規定する賃貸借および使用貸借による農地中間管理事業に加え農業経営基盤強化促進法第7条に基づく特例事業のうち農地売買等事業を実施することで、機構を通じたさらなる農地の集積・集約化の促進を図るものとする。

### (4) 遊休農地解消対策および遊休化の恐れのある農地への対応

機構は、担い手等が耕作を希望する遊休農地について、市町および市町農業委員会と連携協力し、国の遊休農地解消対策事業を活用し遊休農地の解消対策に取り組むとともに、所有者等が不明となるなどにより、担い手等が当該農地を借り受けることが困難となり遊休化の恐れのある農地について、所有者等不明農地対策および共有者不明農地対策の制度を活用し、機構が当該農地の利用権等を取得し担い手等に貸し付けることで優良農地の遊休化の防止を図るものとする。